

<表3-1>

平成29年度 胃がん検診(胃部エックス線検査)精度管理調査結果総括表【検診機関】

	金沢市 医師会	白山 ののいち 医師会 (野々市市)	内灘町				石川県 成人病予防 センター	石川県 予防医学 協会
			A医院	B医院	C医院	D医院		
			個別	個別	個別	個別		
<b>1. 受診者への説明(検診の際、あるいはそれに先立って受診者全員に対して行う説明)</b>								
(1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に説明したか	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 精密検査の方法について説明したか(胃部エックス線検査の精密検査としては、胃内視鏡検査を行うこと、及び胃内視鏡検査の概要など)	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明したか	○	×	○	○	○	○	○	○
(4) 検診の有効性(胃部エックス線検査による胃がん検診は、死亡率減少効果があること)に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと(偽陰性)、がんでなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の欠点について説明したか	○	○	○	○	○	○	○	○
(5) 検診受診の継続(隔年※)が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明したか ※ただし当分の間、胃部エックス線検査については、年1回受診しても差し支えない	○	○	○	○	○	○	○	○
(6) 胃がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明したか	○	○	○	○	○	○	○	○
<b>2. 問診、胃部エックス線撮影の精度管理</b>								
(1) 検診項目は、問診に加え、胃部X線検査※としたか ※受診者が、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のうち、胃部エックス線検査を選択した場合	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 問診は現在の病状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取したか	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 問診記録は少なくとも5年間は保存しているか	○	○	○	○	○	○	○	○
(4) 胃部エックス線検査撮影の機器の種類を仕様書※で明らかにし、撮影機械の基準は日本消化器がん検診学会の定める使用基準を満たしていたか ※仕様書とは委託元市区町村との契約時に提出する書類のこと(仕様書以外でも何らかの形で委託元市区町村に報告していればよい)	×	○	○	○	○	○	○	○
(5) 撮影枚数は最低8枚とし、仕様書にも撮影枚数を明記していたか※ ※施設(もしくは医師会等)が仕様書に最低8枚と明記し、かつ、施設が仕様書内容を遵守している場合に○と回答	○	○	○	○	○	○	○	○
(6) 胃部エックス線撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式(注1)によるものとし、仕様書に体位及び方法を明記していたか ※施設(もしくは医師会等)が仕様書に明記した撮影方法・体位が学会方式に準じており、かつ、施設が仕様書内容を遵守している場合に○と回答	○	○	○	○	○	○	○	○
(7) 胃部エックス線撮影において、造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に(180~220W/V%の高濃度バリウム、120~150mlとする)保つとともに、副作用等の事故に注意していたか ※造影剤の濃度管理及び副作用防止体制整備の両方が実施されていれば○と回答	○	○	○	○	○	○	○	○
(8) 胃部エックス線撮影に携わった技師は、日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格を取得していたか※ ※撮影技師が不在で医師が撮影している場合は回答不要	-	-	-	-	-	-	○	○
(9) 自治体や医師会等から求められた場合、胃部エックス線撮影に携わった技師の全数と日本消化器がん検診学会認定技師数を報告したか ※撮影技師が不在で医師が撮影している場合、また今年度特に報告を求められなかった場合は回答不要	-	-	-	-	-	-	○	○
<b>3. 胃部エックス線読影の精度管理</b>								
(1) 自治体や医師会等から求められた場合、読影医全数と日本消化器がん検診学会認定医数を報告したか	○	×	○	○	○	○	○	○
(2) 読影は二重読影とし、原則として判定医の一人は日本消化器がん検診学会認定医だったか	×	×	×	×	×	×	○	○
(3) 必要に応じて過去に撮影したエックス線写真と比較読影していたか	○	○	○	○	○	○	○	○
(4) 胃部エックス線画像は少なくとも5年間は保存しているか	○	○	○	○	○	○	○	○
(5) 胃部エックス線による検診結果は少なくとも5年間は保存しているか	○	○	○	○	○	○	○	○
<b>4. システムとしての精度管理</b>								
(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内※になされたか ※市区町村を介して受診者に結果を通知する場合は、市区町村に遅くとも4週間以内に通知していれば○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) がん検診の結果及びそれに関わる情報※について、市区町村や医師等から求められた項目をすべて報告したか ※地域保健・健康増進事業報告(注2)に必要な情報	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果※(内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見と病理組織検査結果など)について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めたか	○	○	○	○	○	○	○	○
(4) 撮影や読影向上のための検討会や委員会※(自施設以外の胃がん専門家を交えた会)を設置しているか。もしくは、市区町村や医師会等が設置した検討会や委員会に参加したか	○	○	○	○	○	○	○	○
(5) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握したか※ ※施設単独で把握できない指標値は、自治体等と連携して把握する。また、自治体等が集計した指標値を後から把握することも可。	○	○	○	○	○	○	○	○
(6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っているか。あるいは、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めたか	○	○	○	○	○	○	○	○
合計(26項目中)	22	21	23	23	23	23	26	26
×の数	2	3	1	1	1	1	0	0
評価結果	B	B	B	B	B	B	A	A

注1)胃部エックス線撮影法及び撮影機器の基準は、日本消化器がん検診学会発行「新・胃X線撮影法ガイドライン改訂版(2011)」を参照

注2)地域保健・健康増進事業報告では、受診者数、要精検者数、精検受診者数、発見者数等を性・年齢階級/受診歴別に報告することになっており、国や地域の保健施策上、大変重要な基礎資料となる。